

第 49 回道路関係四公団民営化推進委員会議事録

平成 15 年 10 月 28 日（火）13:59～16:23

場所：道路関係四公団民営化推進委員会室（虎ノ門第 10 森ビル 3 階）

田中委員長代理 それでは、ただいまから「道路関係四公団民営化推進委員会」の第 49 回会議を始めます。

なお、本日は今井委員と中村委員が所用のため御欠席となっております。

本日はあらかじめ予定する議題はございません。このため、各委員の自由な意見交換を行うことといたします。

また、本日はおおむね 1 時間程度で会議を終えたいと存じておりますので、よろしく御協力をお願いします。

まず、議題に入る前に国土交通省から次の 2 点について簡単に御報告いただきたいと存じます。

1 つは、道路公団藤井前総裁の解任に至った経緯について。

2 つ目は、民営化に向けた今後の具体的な作業スケジュールについてであります。

それでは、国土交通省から簡潔にお願いいたします。

日原国土交通省公団監理室長 それでは、藤井前総裁の解任に至りました経緯につきまして、お手元の資料にしたがいまして、御説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料はクリップ止めになっておりますが、外していただきますと、薄いものが本日御説明する資料でございます。

その後「聴聞調書」、これは法律に基づきます。

坂野事務局長 済みません。お手元の議事次第、配付資料一覧、それから出席者一覧、資料というその下に、ダブル・クリップで 3 つとじ込んだ資料がございます。このダブル・クリップを外していただきますと、更に 3 つに分かれております。大きなダブル・クリップで止めてある資料、実は 3 種類の資料を止めてございます。外していただきますと、それがまた 3 つに分かれておる。その資料によって、今、お話しをされようとしているわけでございます。

猪瀬委員 田中さん、1 時間じゃ終わらないから、私、提案するのがありますので、佐藤局長にそこにいらっしゃってもらわないと困りますから、いいですね。

田中委員長代理 私が言った趣旨は、時間を限るというわけではなくて、おおむねの見当を言っただけで話が長引けば、それはそれで仕方がないと思っております。

松田委員 どの資料ですか。

日原室長 一番上に「日本道路公団藤井総裁の解任に関する経緯」と書いてございます資料を中心に御説明させていただきまして、あと適宜ほかの資料は補足で使わせていただきたいと思います。

まず、御案内のとおりでございますけれども、10月5日に、石原国土交通大臣が、藤井総裁から直接お話しを聞いたということで、午前11時から始まりまして、終了が4時過ぎでございます。ほぼ5時間ということでございます。

その場でいろいろなやりとりがあったようでございますけれども、それを終えました後、夕方6時過ぎに、再び大臣から藤井総裁に電話をかけられまして、その際に明日ということで、6日の午前中までに辞表を提出してほしいというお話しをされたと聞いております。

というところまでが口頭のやりとりでございまして、1枚おめくりいただきますと2ページ目がございます。これが10月6日、大臣が電話で辞表提出を午前中にという依頼があったんですけれども、そのお昼前に藤井総裁の方から、私どもの官房長の方に電話がございまして、自ら辞表を書くことは差し控えたいという旨の御連絡があったわけでございます。それを受けまして、大臣の方から日本道路公団法の第13条第2項の規定に基づきまして、解任の手續に着手するよう指示がございました。

日本道路公団法の第13条第2項は、その下に書いてございますけれども「国土交通大臣又は総裁は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他、役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる」ということでございまして、各号には該当しませんので、本文のその他役員たるに適しないと認めるときというものに当たるという判断をいたしまして、解任の手續に移ったわけでございます。

解任に当たりましては、3ページ目でございますが、行政手続法に基づきます規定の適用がございまして、身分を直接剥奪するというところで、行政手続法に定めます不利益処分にあたるということになります。そうなりますと、聴聞の手續が要るということでございます。

流れとしては、まず聴聞の主宰者を行政庁である大臣が指名されまして、その後、当事者に聴聞の通知、それから聴聞の期日がございまして、その後主宰者が聴聞調書等の作成をいたしまして、最後に処分という流れになるわけでございます。

聴聞の主宰者の通知、及び聴聞の通知というのが、7日に行われたわけでございます。7日の聴聞の通知といたしましては、ここに書いてございますけれども「通知事項」といたしまして、不利益処分の内容とか根拠の条文。あるいは不利益処分の原因となる事実。

聴聞の期日及び場所、聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地ということが書かれたものを御通知いたしたわけでございます。

その中で、17日に聴聞を行うということを決定いたしまして、それが4ページ目の記者発表資料になってございます。

7日の18時10分ごろに藤井総裁に通知を渡したということで、主宰者は政策統括官山本繁太郎。

期日が10月17日ということで、当初非公開を予定していたところでございます。

ただ、相手方というか、藤井総裁の方からは是非公開でやってほしいというお申し入れがございましたので、内部で検討いたしました結果、次のページでございまして、10月15日に公開という形で聴聞を行うことにいたしたわけでございます。

場所としては、中央官庁合同会議所の大会議室を使用して行ったところでございます。

17日は朝の10時から19時まで、9時間かかりまして、その様子がお手元にクリップでとじてあります厚い資料に「聴聞調書」という形で要約したものと、全体の速記というか、逐語的にテープ起こしした議事録をお付けしておりますので、後日、お時間のあるときにごらんいただければと思う次第でございます。

それを受けまして、主宰者の方で、今ごらんいただいております「聴聞調書」と、もう一つ薄いもので「報告書」と書いてございまして、これをまとめまして、大臣の方に提出されたものです。大臣への提出は23日に提出されてございます。

処分としては、24日に大臣の方で御判断をされまして、資料6ページにございますけれども、本人に11時55分に解任の辞令を交付いたしまして、解任ということになったわけでございます。

体制といたしましては、当面、速やかに後任の総裁の人選に着手するとなっておりますが、それまでの間は法律の規定によりまして、村瀬副総裁が総裁の職務を行うということになってございます。

解任の事由でございまして、7ページに書いてございますので、少し詳しく御説明させていただきたいと思っております。

大きく3点ございまして、まず第1点が、本年の5月の中旬に日本道路公団が債務超過に陥っていることを示された財務諸表、いわゆる幻の財務諸表と呼ばれているものでございまして、それを入手したという新聞報道がなされまして、その後国会でも何回も事実関係についての質問があったわけでございますが、公団の財務がどうなっているかということとは非常に大きな問題でございます。この問題が公団の改革・民営化の今後の運営に重大

な影響を及ぼしかねないものであることにかんがみまして、公団を代表する立場の藤井総裁としては、速やかに役員及び職員を指揮して事実関係を正確に調査把握し、かつ説明する等の適切な対応を取るべきところ、これを怠り、8月に至るまでそのデータの存在すら確認できなかったばかりか、国会、道路関係四公団民営化推進委員会、マスコミ等に一方的な見解に基づく対応に終始した。

その結果、国会における答弁内容がその都度変遷するなど、国会を軽視し、不誠実な対応と受け取られてもやむを得ない事態を招来した。この委員会においても同じような問題を惹起した。

更に、そうした一連の対応がマスコミを通じて広く報道されたこともあって、道路公団に対する国民の信頼を著しく損ねる結果を生じさせた。これが1点目でございます。

2点目が、4月16日に尚友会館で開催されたとされます「会合」をめぐる報道につきましても、同様の国会の質問に対しまして、正確な事実関係を確認するための対応を取らずに、不誠実な答弁を繰り返し、また、内部の職員に対しまして、そういったことに対する適切な説明等を行わなかったということで、信頼関係を著しく損ねる結果となったというのが2点目でございます。

3点目は、御本人の社外におけます居場所、あるいは連絡の関係でございます。理事等といえども、社外におきます居場所がなかなかわからない。あるいは連絡が直接取れないという問題がございます。

以上の問題を総合的に判断いたしまして、藤井総裁の一連の対応は日本道路公団に対する国民の信頼を著しく損ね、同公団の円滑な運営に重大な支障をもたらすものと言わざるを得ないということで、高速道路に関する諸制度を抜本的に改革する重要な時期を迎えて、国民の信頼を得ながら、役職員が一丸となって改革に取り組むべき日本道路公団総裁として適格性を欠いておるという判断をいたしまして、それによりまして、解任ということにさせていただいたということでございます。

9ページ目には、先ほども御説明いたしましたように、法律に基づきまして、当面村瀬副総裁が公団の総裁の職務を行うこととなりますので、大臣から午後3時ごろでございますけれども、直接指示をされたということでございます。中身といたしましては、総裁の職務を代行することについての必要な措置を速やかに講ずること。

2番目といたしましては、信頼の回復に努めること。

3番目としては、国土交通省との連絡調整を密にすることという中身になってございます。

なお、聴聞が9時間に及んだわけですが、その中で藤井総裁側の主な主張がどのようなものかということが「報告書」と書いてあります薄いものに書かれていますので、簡単に紹介させていただきたいと思います。

1ページ目は単なる事実関係なので飛ばしまして、2ページから「不利益処分の原因となる事実に対する当事者の主張」ということとさせていただきます。不利益処分の原因となる事実というのは、先ほど解任理由として読み上げたものを指します。

幾つか向こうの御指摘がありました。

1つは、財務諸表をめぐる対応につきまして、(1)でございますが、いわゆる幻の財務諸表につきましては、メモ程度のものであって、公団として正式につくった財務諸表ではない。したがって、国会におきまして、一貫してありませんと答えているので、それについて特に答弁に変遷はないという主張をされております。

それに対します主宰者の判断が3ページ目下の方に(1)というふうにございますけれども、国会の答弁を見ますと、3行目からですが、「当初、公団内のプロジェクトチームにおいて平成14年の1月から本件財務諸表の前提となる道路資産の再評価作業に着手したとする新聞記事について、『そのような事実はない』と答弁し、その後、国会における委員の指摘を受けて、公団の若手職員が自主的に勉強していたと答弁し、さらに、別の委員から具体的な資料を提示されるに至って初めて、公団が組織的に当該再評価作業を行っていたことを認める答弁をした」ということで、答弁に変遷があったものというふうに主宰者側で判断をされたということとさせていただきます。

2ページ目の(2)でございますけれども、これはさまざまな情報について国土交通省と情報を共有してやってきたのであるから、一方的な見解に基づく対応ではないというのが主張の2点目でございます。

それにつきましては、4ページの一番上の「1(2)について」という点でございますが、そもそも一方的な見解に基づく対応とは事実関係を正確に調査把握し、かつ説明する等の対応を取らずに国会答弁等を行ったことを指すということ、あと事実関係につきましては、国土交通省として事実関係を把握することができないわけでございますので、基本的には公団からの事実関係についての調査の報告を受けていただくということとさせていただきますので、一方的な見解に基づく対応を行っていないという当事者の主張には理由がないということを書いてございます。

2ページの(3)でございます。絶対がないということで、そもそも調査はちゃんとやっているというのが(3)、(4)は、そもそも理由が対応のまずさということで解任理

由にならないんじゃないかということをおっしゃいます。

あとは主なところが以上の点でございますので、お読みいただければと思います。基本的には先ほど申し上げました理由で24日に解任処分を行ったということでございます。

以上でございます。

金井国土交通省有料道路課長 あと作業スケジュールの関係だけ簡単にやらせていただきます。

前回から余り日にちが経っておりませんので、スケジュール表自体の見直しは。

猪瀬委員 ちょっと待って、今は総裁の話でしょう。

金井課長 いえ、さっき2点説明してくれという話だったんです。

田中委員長代理 冒頭2つ説明してもらって、それから議論してもらえばいい。

猪瀬委員 1点ずつやらないと、それはこれからやる議論の話でしょう。それは後。当たり前です。そうでないとやりとりにならないから。

田中委員長代理 猪瀬さんの意見に従いましょう、私は今日2つ説明してくださいと言いました。1つずつ議論していても構いませんので、2点目は、後からにしましょうか。

それでは、今の総裁の問題について。その問題、冒頭に、それはそれとして、代行が決まったわけですから、どうして副総裁は今日お見えにならないんですか。それをまず。

奥山日本道路公団理事 内部で相談しまして、私と城処が出席することにいたしまして、副総裁は内部で職務をやっているというところでございます。

猪瀬委員 総裁が解任されて村瀬さんが総裁の代行になったと今、国土交通省の説明がありました。今度は村瀬代行が公団としてこれからどうするのかということの責任者ですから、今日来て何で説明しないんですか。

村瀬代行も解任になりますよ、そんなことをしていたら。どういうことですか。その理由をちゃんと説明してください。

奥山理事 特に御指定はございませんでしたので、内部で相談しまして、こういうメンバーで出席させていただきました。

猪瀬委員 内部で相談というのはどういうことですか。役員会ですか。何ですか。

奥山理事 そのとおりです。

猪瀬委員 どういう理由で来ないということですか。内部で相談してではわかりません。中身の問題を聞いているわけですから、どういう相談をして、どういう結果、今日いらっしゃらないんですか。

奥山理事 特段の御指定もございませんでしたので、内部でだれが出席するのが適当か、

2名の枠ということもございましたので、私どもが出席させていただきました。お答えできるものについては私どもがお答えさせていただきます。

猪瀬委員 2名の枠というのは、今日は城処さんは何の役で出てきているんですか。

城処日本道路公団理事 ここにありますように、議論が全般的に及ぶという前提だと思ひまして、特に議題も特定されておられませんので、担当も。

猪瀬委員 城処さんは議論が全体に及ぶときの普段は何の役なんですか。

城処理事 2人で出てきているところを見ていただければわかりますように、業務の内容につきましては総務系、あるいは技術系という2本立てになるうかと思ひますが、それぞれを代表するというところでございます。

猪瀬委員 城処さんは技術系で来たということですか。

城処理事 そういつもりで参っております。

猪瀬委員 技術系は後ろに小笠原技師長もいらっしゃいますね。ほかにも来ているじゃないですか。

城処理事 総務部担当理事と企画部担当理事というふうに、2人ということでしたので、そういうふうになりました。

猪瀬委員 全般というのは普通は総裁なんですよ。総裁代行が全般ですから、当然今日は総裁代行が来るものだとは私は、こんなことは申し込まなくたって自分から来ると普通は思ひますよ、そうではありませんか。今日いらっしゃらないというところに公団の改革に対する姿勢というのが本気かどうか、1つのリトマス試験紙になっていると思ひます。村瀬代行に今日来なかつた理由について、きちんと説明責任を果たしてもらいたいということでお伝えしてもらいたいんですけれどもね。

奥山理事 私ども、信用していただけないんで残念ですけれども、お伝えはいたします。

松田委員 私からも補足的に申し上げますけれども、藤井総裁がこういう理由で解任をされたという事態を踏まえて、道路公団としては、今まで当委員会に対して極めて協力的じゃなかつたということについて、あなた方それを認めるんでしょうね。そして反省をするんでしょうね。

委員会の意見書を忠実に具体化するために、これからどういう措置を取るかということの決意表明のできる人は代行だけなんです。だから、代行が出てこないということは、私どもの委員会を更に軽視をしていると受け取らざるを得ないんで、非常に不快感を持ちますね。それは奥山さんが何が言うかということと別なんです。

奥山理事 本来ならば欠員が生じるというのは異常事態でございますので、速やかに新

総裁が任命されるのが望ましいと私ども思っております。

したがって、公団法による総裁が欠員の場合は、副総裁がその職務を遂行するというのは、つなぎの期間ということでございますので、その間においても、作業が停滞することがないように、総裁の仕事を副総裁が行うという経過になっておると思っておりますので、経過期間だというふうに御認識いただければと思います。その間においても円滑な業務の遂行に支障が生じないようにということでやってまいりたいと思っております。

猪瀬委員 この総裁問題は、この際はっきりさせておきたいことが幾つかあって、去年の委員会でもいろいろやりました、猪瀬委員提出資料で藤井総裁関係というのがありますので、ちょっと出してください。

私は奥山さんにもいろいろな責任があると思うんです。そういうことを藤井総裁更迭をきっかけに少し確認しておきたいんですよ。

去年の6月24日に道路公団民営化委員会が発足して、7月4日に藤井総裁がいらっしやいまして、「私自身社長のつもりです。」奥山さんたちを指さして、「彼らは専務です」とこう言いましたね。その後7月17日に、これは妹尾さんですけども、公団経理担当理事の妹尾さんが、「資産台帳はございません」とはっきり言いました。そうですね。

下の段の日本道路公団の動きというのを見てもえればわかりますけれども、特殊法人等整理合理化計画が閣議決定された約1週間後に、プロジェクトチームが設置され、そして道路資産の再評価作業が昨年1月18日に始まり、そして全国用地部長会議が行われた。これが今回国土交通省も確定した事実として藤井総裁の虚偽答弁の材料にしていると思えますけれども、このとき7月17日に妹尾さんが資産台帳はございませんと言った。妹尾さんも虚偽答弁していますね。だって全国用地部長会議を開いて、台帳はつくったわけでしょう。

あるいは資産台帳をつくっている途中ですと、こういうことを言ってくれればいいんですけども、一切ありませんという答弁をしているんで、藤井総裁だけが問題ではなくて、専務と言われたそれぞれの理事が、やはり藤井総裁と同じように我々委員会に対して虚偽の発言をしていたと。こういうところを確認してから進みたいんですよ。いかがですか。

奥山理事 議事録をよく読んでおりませんが、7月17日の妹尾理事の答弁は、一部省略いたしますけれども、現在は政令とか会計基準に基づきましてやっておりますので、そういう意味での個別の資産として整理したものはございません。こういうふうに言っております、用地部長会議等でやっておりますものについて、資産の台帳というものをつくっているということではなくて、資産の再評価作業をやっているということでございますので、

資産台帳があるかないかの問題とは直接つながらないと考えます。

猪瀬委員　そういう作業をしていて、実質資産台帳に近いものですね。結局、用地価格は幾らだったとか、当時の取得価格が幾らだったとか、支社に行かないとわからないから、全国支社の人たちを集めて、値段を聞いたりして、そういうデータを出してくれということですから、資産台帳に極めて近づくための作業ですね。それを一切なさっていないという言い方ですから。

田中委員長代理　私からも1つだけ質問させてください。5日に大臣と藤井さんがお会いになって5時間もお話しされたんですが、それについてテレビで石原大臣がほかの三公団は取得価格がわかっておるのに、藤井さんのところだけはわからないというのはおかしいじゃないかと、こう言われたら、1、2割はわかっています。しかし、それ自体いろいろ問題があるのではという言い方を、言葉が正確かどうか知りませんが、1、2割はということに石原大臣はおっしゃっているんだけど、そうすると、取得価格は一切わからないということで今までできておったものが、1、2割はわかっておったという話になると、これもまたちょっとおかしいなという気がしたんですが、それはお聞きになりませんでしたか。

奥山理事　直接は聞いておりません。報道等では確認しましたけれども、それ以上の確認はしておりません。

田中委員長代理　それ自体今まで一切わからないということだったのにかかわらず、1、2割はわかっていたということを藤井さんがおっしゃったということは、それも我々に対する虚偽の御発言だったということになりますね。

猪瀬委員　妹尾さんは今日は来ていないんですか？　藤井総裁個人の問題じゃないよとということがあって、つまり、皆さん方この委員会で去年ずっと資料についていろいろ我が請求しているときに、そういう虚偽答弁みたいなことが幾つかあったわけであって、藤井総裁は極めて個性的な方ですから、非常にわかりやすく彼が矢面に立ったわけですが、しかし、理事の方々が非協力的であったということは事実ですね。その点、一応それを踏まえてという何かお言葉が欲しいんですよ。そのお言葉をもらえば、今日は村瀬代行が来なくてもしょうがないというふうに我々は納得しますけれども、奥山さん、普通の人にわかるように説明してください。

田中委員長代理　奥山さん、その御答弁の前にもう一点だけ。

通常、猪瀬さんが言ったように藤井さんだけの問題ではないと思いますが、理事たちはみんなそれに従ってきたわけですから、通常総裁がああいう格好でおやめになれば、理事

全員辞表を出すべきだと常識的に思うんですが、それをなさらなかったのはどういうことでしょうか。

奥山理事 併せてお答えいたしますけれども、先ほども申し上げましたように、本来の形であれば総裁解任の後に、新しい総裁が来られまして、私どもの身分について何らかの処断をされることであろうと思っております。

したがって、現在はまだ新総裁が任命される間のつなぎということで、総裁欠員の場合の事務の代行ということになっているわけですので、新しい総裁が来られましたから、その御判断に従っていきたいと考えております。

猪瀬委員 去年、総裁がいろいろ虚偽答弁を委員会に対してもなさったんですけれども、今回の解任理由の1つにも、民営化委員会に対してもあるということが入っていますね。民営化委員会に対しても誠実ではなかったということが入っていますよ。だから、理事の方々も誠実ではなかったということについて、一言いただきたいと申し上げているわけです。

日原室長 解任理由につきまして、若干誤解があるといけないので補足させていただきたいと思うんですが、私どもが解任理由に挙げておりますのは、基本的に今年の5月の新聞報道後の対応を指しておりまして、それ以前の対応でありますとか、あるいはいわゆる幻の財務諸表がどういうものだったのかということ、ちゃんとしたという変ですが、正しいものなのか、正しくないものなのかということは直接の問題にはしておりません。ただ、どんなものであれ、報道されてこれだけの騒ぎになればそれだけの社会的効果を持ちますから、元が正しいか正しくないかにかかわらず、その与える社会的効果に対する反応として適切であったか、適切でなかったかということを見ているということでございますので、私ども問題にしております、例えば民営化委員会との対応においてもというのも、5月以降の対応を問題にしていることでございますので、補足させていただきます。

猪瀬委員 それは全然矛盾していない。そんなこと言っていない。5月以降でも構わないんです。要するに、藤井総裁が不誠実であったと同様に、理事たちも同じように責任があると言っているだけです。それについてきちんとしたお答えをいただければ、今日はその件は追及しないつもりでいるんだけれども、奥山さん、はっきり言ってくださいよ。

奥山理事 私どもについての責任の所在については、新しい総裁が御判断すべきものでありますので、この解任理由と等々等々書いてありますのは、藤井総裁に対する解任の理由として、国土交通大臣として御判断いただいたことでございますので、私どもに関するものについては、新総裁が御判断するというふうに認識しております。

猪瀬委員 奥山さん個人としての声を聞きたいだけで、肉声を。そういうんじゃないからね。

松田委員 奥山さん、あなたも十分我々と付き合っているように、当委員会は最初の段階から私どももどういう形で公団を把握し、どういう形で道路問題を処理をするかということをやっていくときに、どこまで作業が進んでいるのか、どういうことをやっていたかということをお教えしてくれないから、最初何か月か空転したわけです。作業が遅れたわけです。私だけでも3回にわたって、財産がどう把握しているのか。どの段階まで把握しているのか。あるいはどういうふうに把握しようとしているのかというのを繰り返して、皆さん方は一切ありませんと嘘をついて、それが後でばれたということなんです。

その後でばれた、それからの結果で藤井総裁は不誠実、不適任であるということで解任されたんだと思います。ですけれども、藤井総裁だけではなくて、皆さん方も一緒になって、要するに国会とか大臣じゃないです。当委員会に対して情報を出さなかったということは、あなた方は何回にもわたって、たとえ総裁が何を言おうと真実がどうであるかということをお全く公開しなかったという責任はあなた方にあるということをお猪瀬さんだけではなくて、私ども各委員そう思っているんです。

だからこそ、今、代行になった村瀬さんですか、ちゃんとこういう事態をお踏まえて、これからは協力的に行うとか、今までの在り方というものを直すとか、それを謝するとか、いろんな行為がこの委員会の最初に必要なんです。そのことを今、我々は、この会議の最初にやってほしいと言っているだけです。

大宅委員 猪瀬さんの藤井総裁のあれの第二東名のところですね。たまたま藤井某という話がありますね。彼はあのおときに、我々は組織で動いているので個人がどうということはないと。でも、公団の話をお聞きになると、組織じゃなくて若手が勝手にやった。私は知らないんだ、ないんだと。それは全く矛盾しているわけなんです、私はやはり組織として動いているはずで、若い人がやっていたことを把握していないというのは組織として問題である。松田さんもあのおとき発言なされたけれども。そういう意味で、藤井さんだけを首にして済むという話では絶対ないし、世の中の人もみんなそう思っているわけで、私たちがないがしろにされること自身というよりも、私たちの委員会というのは本当に国民のためにどうか早く答えを出そうと思ってやっているんで、国民もそれを期待しているわけですから、そういう意味で村瀬さんがおいでにならなかったというのはものすごく私は大きいと思います。

それから、今、何度も個人的にどうお考えか、組織の一員としての藤井さんが首になっ

たことに対して自分たちの責任はどうかということについても、お答えが出てこないということ自体が、全然やる気がないんだなというのは、それは国民に対するメッセージだと受け取ってよろしいでしょうか。

奥山理事 何度も繰り返して申し上げて恐縮なんですけれども、今までの関係についてどうだとか、説明をどういうふうにしたかとか、あるいは調査はどうだったかというのは十分今までも御説明してきたと思いますので、私どもについての責任の在りようについては、新しく任命されるであろう新総裁が御判断をいただくというふうに思っております。それまでの期間において副総裁が職務を代行している状況でございます。

猪瀬委員 まだ総裁関連ですが、佐藤局長、今日、石原大臣はなぜ来ないんですか。つまり、この間、一応金子大臣が交替だということで来まして、挨拶した。石原大臣は来られなかったんだけど、総裁解任の説明を、今、日原さんが説明しましたけれども、これは大臣がきちんと我々に説明した方がいいと思うんです。今日は大臣はどうして来られなかったんですかね。

佐藤国土交通省道路局長 説明そのものは今の説明で御了解いただきたいと思います。大臣は御存じのように、今日から衆議院選挙の告示でもありますし、御自身の選挙もさることながら、いろんな関係で、そういう意味では自民党の幹部としてもいろんな行動を取る必要があるという時期ですから、御無理なお話だと思います。

猪瀬委員 日原さんの範囲の説明は日原さんの範囲の説明でいいんです。この間、メディアもいろいろ、石原大臣をいろいろ批判もしたり、いろんな意見も言いましたね。私も石原大臣の発言も聞いて、イニシャルの問題が出てきたり、いろんな問題が出てきたなと思った。それは重要な問題で、石原大臣が10月5日に藤井総裁と話したら、イニシャルが幾つか出てきて、死人が出るぞという話も出てきた。これは事務当局ではなくて、石原大臣が世間にそれをテレビで発言したということで、この問題が大きな波紋を呼び起こしているわけです。

解任の手続は日原さんの説明でいいんですが、しかし、国民としてはイニシャルが出てきて、結局、何が起きているんだろうなという疑問は解消されていないんです。

これは藤井総裁の一連の更迭騒動の中で、このイニシャルの問題を石原大臣がきちんと解明した方がいいと私は思うんです。これは石原大臣の問題ですけれども、国土交通省にきちんとしたイニシャル疑惑の解明委員会とか名前は何でもいいですけども、そういうものを石原大臣がきちんと設けて、国土交通省としてこの問題を解明する。実務的には国土交通省が、佐藤さんの局でつくるのかもしれませんが、あるいは官房かもしれませんが

ね。そういうことをやらないと、一連の更迭騒動というのは日原さんの説明の範囲では、役所的にはそれで済むつもりでいらっしゃるかもしれませんが、国民は納得しません。ここは佐藤さんの御見解はいかがですか。

佐藤局長 私どもが承っておりますのは、イニシャル問題について、雰囲気をお伝えするために、多少そんな話が出たということをお話もおっしゃった。しかしながら、具体的にどういう内容かということをお話し合いをしたわけでもないし、そういう意味で改めて調査をするということではないと伺っております。

猪瀬委員 民営化委員会としては、皆さんいろいろ意見があると思うんですが、イニシャルの問題を石原大臣が外にしゃべったことが非難されているんですが、私はそれはいいことだと思うんです。その後、彼がイニシャルの問題はどうでもいいようなことを言い始めた。これは問題だと思うんです。これはどうでもよなくて、国民は藤井解任騒動の流れの中で、そういう問題について、本当はどうなんだろう。なぜそういう話が出てきたんだろうと、これは知りたいわけです。

解任の手續そのものは事務的には日原さんの説明で済むとしても、国民はとにかくそれでは済まないんです。この問題についての国民の理解はそんな甘いものじゃないです。今、選挙が始まりましたけれども、国民は石原大臣にそこをはっきりしてほしいと思っています。

そして、国土交通省は自ら提案して石原大臣に、我々調査委員会をつくりましょうとか、あるいは石原大臣が指示して、調査委員会をつくろうとか、そういう流れができないと、この選挙の期間、国民がどういうふうにかこの問題を判断していいかわからないと思いますよ。ほかの委員どうですか。

松田委員 私もそう思います。というのは、もう一つ申し上げれば、藤井総裁解任というのは、理由が今御説明あったように、主としての財務諸表の問題を理由に挙げていますね。あるいはそれを典型的に取り上げて、非協力であると言っている。委員会を昨年、半年やった中で、同じように非協力だったのは国土交通省自身なんです。例えば、需要予測について、何度も何度もやりとりをしましたけれども、ああいう形で短い時間をどんどん失わせていったという責任は国土交通省にもあるんです。

ですから、そこで出た今のような疑惑か何か知らないけれども、いわくありげな発言というのがあれば、それは解明するのが当然でしょう。そんなもの言われなくたってやるべきことです。

田中委員長代理 その件について川本さん、大宅さん、何かございますか。

大宅委員 私も猪瀬さん、松田さんと同じ意見なんですけれども、これはほうっておいたらもっと大きくなる話であろうと思いますし、何となくすっかり流れが変わって、石原さんがしゃべったのは悪いような、面白い世の中の流れというのはあるものだなと思っています。いるわけですけれども、もっと何か、やれ殺されるだとか、ホームのどこを歩いてはいけないと言われたとか、おどろおどろしい話と全部つながって、日本というのはそういう国なのかと。全部そういう闇のところにつながっているのかというふうに国民は今思い始めているわけで、もしそれが本当なら、本当におっかない話なんですけれども、そうじゃないんならそうじゃなくて、わからせていただきたい。私はこれは別に調査することもないということで済まされる話ではないと思います。

川本委員 私は藤井総裁が民営化の動きに対して協力的ではあられなかったとっておりますし、今回解任になったというのは動きの一步であったと思います。けれども、国土交通省側も法律的に詰め甘でなかったかと言えば、必ずしも甘くなかったとは言えないわけで、藤井総裁側に理があるかのような印象を国民に与えてしまったという非は、やはりお認めにならざるを得ないのではないかと考えております。

全般的に国土交通省の方も道路公団の方も非協力的であられて、それに対して非協力的だというふうに精神論を申し上げても仕方がないと思ひまして、スケジュール表の提出をお願いしたり、あるいは法案の作業はどうなっているのでしょうかと具体的にお尋ね申し上げているにもかかわらず、結局出てくるものは非常に抽象的なお答えでしかないということに対して、非常に遺憾に思っております。

田中委員長代理 皆さんの意見に対して佐藤局長。

佐藤局長 私どもがお伺いしておりますのは、政治家の名前を暗にほのめかすというような内容であって、それについて真偽を確認するだけの個別的、具体的な話ではなかった。

したがって、現在調査と言っても対処のしようもないんで、現時点で調査を行うという考えは持っていないということであります。

猪瀬委員 局長はそういうお考えだけれども、大臣がもしやると指示したら、やるということですね。

佐藤局長 ただいまのは大臣から私どもも伺いまして、私どももそのとおりだと思ひて申し上げます。

猪瀬委員 何かおかしいんですよ。世間で藤井さん頑張っているじゃないかというふうな逆転した声も出ているんです。困ったものだと思います。そういうのが結構あるんです。そのところは国土交通省は責任官庁ですから、はっきりさせないと、変なふうに世論が

流れていきますよ。御自覚なされた方がいいと思います。

田中委員長代理 佐藤局長も答えようがないと思いますが、委員会で各委員からお聞きのとりのイニシャルの問題に関連して議論があったということは大臣にお伝えください。お願いします。

猪瀬委員 それから、金井さんの説明に入る前に一つ言わせてください。

これは本四公団なんですけれども、例の料金別納組合がありますね。異業種の上位 50 社、JH は出しまして、本四も出しました。本四の中の 1 つ、ジェック協同組合というのがあるんですけれども、ここだけ回答を出していません。何で指導して出させなかったのですか。回答を出させて、回答を差し控えさせていただきますと返答してきているでしょう。これはふざけているんだよね。これははっきり言って、村田さんのところはなめられている。これで平気なのですか。

これは皆さんも知っておいてもらった方がいいから読み上げるけれども、理由の一番が調査の内容は組合の運営上の問題であり、公開を前提に提出する資料ではないためとなっています。

2 番が、調査対象が別納利用者の全数ではなく、特定の条件に合致した抜き取り検査であり、不公平な取り扱いがなされるため。

第 3 番目が、上位 50 組合の 50 という抜き取り数字についての根拠が理解し得ないため。これは今までいろいろ渋ってきているところも全部出しているわけです。

第 4 が腹が立っているんですけれども、現在まで提出済みの他の団体の資料が特定の委員の個人的な営利活動のみに利用されているためと、これはどういうことですか。特定の委員の個人的な営利活動のみに利用されているとは何ですか。こういうのをこのこと受け取ってよくいられますね。どうして相手に対して、こんなことを書いたら怒られるんじゃないと言わないのですか。これは名誉毀損だよ。冗談じゃないよ。

村田本州四国連絡端公団理事 私どもも何回も提出するように要求したんですけれども、再度、今日 28 日、ぎりぎりの時間ということで、10 月 21 日でございますが、再度向こうの事務局の方に提出願いたいと。ほかも全部出しているのをということをお願いしたんですが、再び提出を拒否されたということがございまして、私どもとしてはできる限りのことをやったつもりでございますが、現状ではこういう結果になっておるといってございませぬ。

猪瀬委員 公団側はそんなに弱い立場ですか。冗談じゃないですよ。

村田理事 基本的には約款に基づいての関係にございますので、その中でお伺いできる

ことをやってきたということでございますので、法的に何か強制的にそういうものを提出させるという権限は一応持っていないという立場でございますので、今の段階ではいかんともしがたいと思っております。

猪瀬委員 権限を持っていないとかいう話ではないでしょう。契約解除すれば終わりですから。

村田理事 要するに、こういう資料要求したときに提出を拒否された場合、約款に基づいて契約を解除できるかと言えば、よく検討しなければいけません、直感的には極めて難しいと思っております。

猪瀬委員 藤井総裁解任みたいな話じゃないですか。冗談じゃないですよ。この前も言いましたけれども、正直者が馬鹿を見るみたいなことをやったら、これは世の中のルールが成り立たないですよ。大体出さないところは怪しいんですよ。怪しいから出さないんですよ。そういうふうに思いませんか。もしかして悪いことをしているんじゃないかと疑われても仕方ないでしょう。出せないんでしょう。どっかの特定の政治家とつながっているなり何なりで出てきてしまうからでしょう。今、別納組合については、御存じのとおり検察も警察もものすごい関心を持っていますからね。ジェットクというのは出さない狙い撃ちされますよ。それを伝えておいてください。

そして、特定の委員の個人的な営利活動のみに利用されているというのは、村田さん、どういうことか解釈してくださいよ。どういうことですか。

村田理事 ここに述べておりますけれども、私としては、これで。

猪瀬委員 こういうのをもらって、のこのここっちへ渡す神経がわからないと言っているんですよ。

村田理事 逆にではここを削除して出したら、また、真実を伝えないということになりますので、私どもはこれはある意味では、今回のことは民営化委員会からの資料要求提出に対して、我々は基本的にはメッセンジャーボーイみたいな立場でしかございませんので、素直に出させていただいたということでございます。

猪瀬委員 冗談じゃないですよ。メッセンジャーボーイじゃないでしょう。異業種組合の申請を公団の人にコネクションがないと、なかなかこの許可がもらえないとか、いろんな噂が流れているわけですよ。これはわからないです。どこかで接待してやっともらえるとか、そういうことがあったりとか、巷間言われたりするわけです。それだけ公団は偉いんですよ。それなのに何で相手側の、こんなばかみたいな言い分をそのまま受け取るんですか。突き返して、やり直して来いと何で言わなかったんですか。

村田理事 先ほども御説明しましたように、何度も向こうに請求しておりますが、結局、こういう回答が来たということでございます。

猪瀬委員 村田さんだって、民間企業で言えば専務でしょう。専務が下請と言うと大変失礼ですけども、そういう会社の人に言われて、ああ、そうですかと普通は言わないですよ。

村田理事 よく民間だったらこうだ、ああだといういろいろな議論がございますけれども、今までが公団なんですよ。公団の中での1つのルールにのっとってやってきて、公団というのは、ある権限はこういうこと以上のことをやってはいけませんよ。こういう権限の中でやりなさいよと。別納については、こういう約款に基づいてやりましょうということとでやってきたわけです。

その中で、仮に猪瀬さんの言われるように、民間的に見て不十分な点があるとすれば、そのところは直さなければいけないと思います。だから、例えば資料提出をしないということに対して何かのパニッシュメントをするという条項を設けるとか、そういうことがあれば権限行使をできるわけですが、今までそういうことになってなかったわけです。そこに対する反省とかがあってもいいと思います。

だけれども、今までのそういうルールの中でできなかったことをお前何でやらないのかと言われても、できないものはできません。我が国は法治国家です。

猪瀬委員 では、特定の委員の個人的営利活動のために利用されているという文章をもらいのが法治国家ですかね。信じられないです。

村田理事 ここのところは私がどういうふうに理解するか。私が見解を述べる立場にございませぬ。

松田委員 この委員はだれだと聞きなさいよ。

猪瀬委員 聞けばいいじゃないですか。名前。何で聞かないんですか。

村田理事 そういう御要求があったということで今度聞いてみますと。

猪瀬委員 御要求があったのではなくて、村田さんが聞くんですからね。

こういうことがあって、今、村田さん弁解しましたけれども、そういうことの中にイニシャル問題が発生していったんです。これはそうなんです。そうやってちょっとした政治家の口ききとかがあると、異業種組合などは認可が早かったんです。認可というか契約がね。

奥山さん、人ごとではないですよ。奥山さんのところもそういうことがいろいろ出ているんですよ。わかっていますね。具体的にイニシャル問題も含めて、別納割引制度の問題

はかなり検察も警察も相当強い関心を持っています。わかりますね、これは。これはいずれ出てきますよ。

村田さんのところは、こういうのを書かせてもらってしまう神経は私にはわからないから、いずれにしろ、このジェックというのは御自分で調べてくださいよ。何かおかしいところがあるんじゃないかというのは。

村田理事 先ほどから申し上げておりますように、私どもは別納組合との関係は、1つの約款に基づいて対応していることでございますので、我々のできることはおのずと限界があろうと思っております。

猪瀬委員 奥山さん、これはこの間決まったんですね。終わりだということはね。契約はこれで終わりだというのは決まったんでしょう。

奥山理事 別納ですね。はい。今後は新たな受付はしない。

猪瀬委員 受付しないと2年以内に自動的に全部切れるんですか。

奥山理事 そうということです。

猪瀬委員 それは本四も同じですか。

村田理事 同じでございます。

猪瀬委員 では、2年以内に完全に別納はなくなるということですね。異業種も含めてね。よかったですね。

佐藤局長 何度も御利用いただくという皆様に対するインセンティブをどうするか。この改善そのものは別途の措置を考えるというふうに申し上げております。今の制度そのものを延ばすということではありません。

猪瀬委員 その辺が制度設計を、1つ廃止したら次に似たようなものができたら困るんです。この委員会で別納問題を取り上げて、いろいろと世間に広くこの理解が行きわたったということと、料金値下げの原資になるということで、そもそもこの問題があったわけだし、特にそれが別納の、単にトラックの問題ではなくて、異業種という奇妙な世界ができあがったということに関してこれは廃止したわけですから、とにかく同じものができては困りますね。その辺は佐藤さん大丈夫ですね。

同じようなものというのは、よくあるんですよ。1つの制度を廃止すると、次にまた違うものが立ち上がってくるというのがね。

佐藤局長 いろんな角度から検討をしながら考えていきたいと思えます。

田中委員長代理 それでは、金井さん、2番目の問題を御説明ください。

金井課長 スケジュール表自体、前回からそれほど時間がありませんので、大きな変更

はございません。双方から出させていただいた追加資料要求及び回答という中に、2項目ほど関係する項目がございますので、その内容を簡単に御説明をさせていただければと思います。「国土交通省及び道路関係四公団への追加資料要求（質問）及び回答」というものの中身でございますが、最初に整理番号188というのがございます。右下に6ページとページが打ってあるものでございまして、これ以降、前回の委員会から後でまた要求をいただきました分割を仮定した場合に、それぞれどういう、例えば整理番号188、6ページと打ってあるところは、高速自動車国道につきまして、ずっと見ていただきますと、上の方はございませんが、例えば東海北陸であるとか、北陸道とか、委員会の方で御提案をいただきました分割にのっとりた際に、それぞれ収入、管理費、金利、負債、出資金、要償還額、それぞれどうなるかということ、かなり仮定を置きまして、ざっと出したものでございます。

下にいっぱい言い訳が書いてありますので、いちいち読み上げませんが、かなり仮定が入っております。走行台キロで割ったり、延長で割ったり、もう少し詳細に検討しますと数字が変わってくる場合もございますので、その辺は是非御斟酌をいただければと考えております。

次の7ページ目、同じく一般有料道路について割った場合でございます。ほとんど対象路線はございません。

その次の8ページ目でございますが、高速自動車国道の残事業費ということで、拡大首都高は対象路線がございませんので、東日本、中日本、拡大阪高、西日本について、残事業費を割り振ったものでございます。これも言い訳がいっぱい書いてございますが、コスト縮減が正確にはじけてございません。コスト縮減は路線でしか出ておりませんので、その辺で配分にまだ十分検討していないところがございますので、若干不確定なところがございます。

9ページ目は同じく一般有料について。

10ページ目、首都高、阪高について、それぞれデータを出させていただいたところでございます。

引き続きまして、11ページでございますが、料金引き下げに関わるさまざまなメニュー案、これの減収見込みということで、この間、高速の大体減収見込みを資料で出させていただきましたが、引き下げに関するメニューということでございますと、現在、全国で大体20か所程度社会実験ということで、いろんなメニューをやらして、これは自治体の方の御協力も得ていろいろなメニューをやらしていただいております。見ていただければわか

りますとおり、夜間引くのもございます。パスポートという定期券みたいなものを出すの  
もあります。大型車だけ引く場合であるとか、閑散時を引くというのもございますが、通  
勤時間帯だけ引いたらどうなるかとか、周遊割引チケットみたいなものをやったらどうな  
るか。さまざまなメニューを今やっておるところでございまして、まだ実は答えが余り出  
ておりません。これは弾性値がどうなるかについてかなり難しい問題もございますので、  
来週専門家の御意見も伺ってまとめたいと考えておりますので、次回の委員会でできる範  
囲で、例えばどういうメニューであればどういう弾性値がどのくらいになるのであろうか  
ということについて、少し試算値を次回以降提出させていただければと考えておりますの  
で、よろしく願いを申し上げたいと思います。

簡単ですが、以上でございます。

田中委員長代理 どうもありがとうございました。今の御説明に対して御質問をどうぞ。

松田委員 整理番号 185、何回も聞いていて同じ回答より出ていないんですが、「具体  
の改革スキームが固まれば」と言っていますね。要するに、我々は意見書をできるだけ忠  
実に具体化してほしいと要求しているんでありまして、そのほかに何か改革のスキームと  
いうのを佐藤さんとかは考えているんですか。

佐藤局長 少なくとも昨年の閣議決定、委員会の意見を基本的に尊重する。そして途中  
の審議の経過であるとかいったことも精査して、政府与党で骨組みを決めるということに  
なっておりますから、私どもはそれに従いまして、いろんな角度からですね。

松田委員 政府与党連絡会議というのを何回も佐藤さんはしゃべっておられるんだけれ  
ども、政府与党の連絡会議、これに対して改革の具体的なやり方を示す原案は道路局でつ  
くるんでしょう。国土交通省でつくるんだらうと思いますが、そうじゃありませんか。

佐藤局長 たたき台としてお出しさせていただくのはそういうことになるうかと思いま  
す。

松田委員 そのたたき台については、政府与党連絡会議に出す前に、当委員会にきちっ  
と見せていただけますか。

佐藤局長 それこそ政府与党と御相談しながら、どんなスケジュールの形でということ  
になるうかと思っておりますので、私が一存で事前にこの委員会にお諮りするというわけにはま  
いらないと思います。

松田委員 私どもの委員会というのは、御存じのとおり、今は意見書をどう忠実に尊重  
し、法案に反映し、具体化をしていくかというのをチェックし、監視をする委員会です。  
そうでなければ答申を出してこの委員会を終わりにすればいいんですから、そうじゃない

のは、17年3月まで委員であるということは、その行き先まで見届けなければいけない。つまり、意見もきちっと述べさせていただくということですから、ア priori に政府与党に直接出して、そこで決まったものを、こう決めましたと説明されたって意味がないんです。ですから、私どもは一定の検討時間を、余裕を持って出すべき原案を政府与党でどう変わるかは別にして、原案を私どもに提出していただく、意見を述べさせていただくということに約束をしていただきたいと思います。

佐藤局長 私どもは政府の一員でありますから、政府与党の協議会で基本的な考え方は決めていくぞということまでは閣議で決めていただいているんで、そこから逸脱することはできません。

どういうやり方でやるかについては、政府与党とも御相談しながら手順も含めて、あるいは大臣の御方針もおおりでしょうし、そういったことを今後詰めてまいりたいと思っております。今、私があらかじめお見せしますという約束はとてできるものではありません。

松田委員 そういうことをお約束いただけないならというなら、私どもは委員会として、各委員にお諮りしますけれども、勧告権を使って、総理大臣、あるいは国土交通大臣、両者に対して、そのことの要求を直ちに提出すべきだと私は思います。

委員長代理、各委員に諮ってください。

田中委員長代理 今の論点はわかりますね。特段、別の御意見ございますか。

(「いえ」と声あり)

田中委員長代理 ないようでしたら、今、松田委員が提起された問題、私どもの考え方としては、佐藤さんの立場はおっしゃるようにあるかもわかりません。しかし、我々は意見を言った審議会として、当然政府与党連絡協議会にお出しになる前に、見せていただきたいという委員会としての統一した意見でございますので、それは事務局長、ペーパーに落としてください。皆さん、特に意見ございませんので。

松田委員 事務局長、文案をつくって見せてください。そして、勧告権を行使しましょう。

猪瀬委員 その文案を考えている、最終的にそういうことになるんだけど、それを前提にしながら私はいろいろ問題提起をさせていただきたいんです。

今回、いろいろと若干数字を出してもらったんで私なりに、先ほど佐藤局長はたたき台をつくらなければいけないとおっしゃいましたので、たたき台の参考になるようなものをつくりましたので、見ていただきたいと思います。

「猪瀬直樹委員提出資料（分割関係）」というのを見ていただきたいんですけども、この基本的な考え方としては、ずっとページが打ってありますけれども、一番最後にブルーの棒グラフがありますね。結局、これまでの債務と、これからやるであろう残事業費がちょうど頭がそろえばいいわけですね。そうすると「五社の収益力に応じて再配分した残事業費と過去債務のバランス」というのがこういう形で取れるとなるわけです。

したがって、残事業費が不明確であるから分割ができないということにはならないわけであって、考え方としてまずこういう考え方が前提としてあれば、分割という発想で物事を考えていく出発点になりますね。そこはよろしいですね。

つまり、残事業費がばらばらであるけれども、それに応じて残事業費の多いところは過去債務を少なくするということですね。この前大体7,000億円くらいで分けましたね。それは事務局が試算しましたし、私も試算しましたが、そうすると、路線別に見ると、残事業費の多いところと、少ないところが残ってくる。そこに過去の債務をそれに応じて少なくしたり多くしたりしてバランスするということで論理的には成り立ちますね。これはいいですね。

金井課長 1つのお考えかなと思いますが、例えば配分するとき金利みたいなものを入れるのかどうか。

それから、きちっと償還表を回してみても、償還状態にどういう差があるのかなのか、その辺も含めて、最終的には総合的な判断が要るかなと思います。

猪瀬委員 それは技術的なことですから。基本的には別にこれでいいわけですね。

金井課長 基本的というか、考え方の1つだと思います。

猪瀬委員 分割するのにほかにあるんですか。

金井課長 先生御提出のような分割の仕方をしなくても、前回も少し議論させていただきましたが、幾つか考え方はあるかなという気はしております。

猪瀬委員 幾つも考え方があるわけではなくて、民営化委員会で分割の1つの基本形を出しているわけです。そこで論理的に考えていくと、これは重み付けの問題がありましたね。優先順位をきちんとやるということで、重み付けをきちんとやる。その重み付けは、当委員会と森地委員会のものがある。だけれども、当委員会と国交省側の森地委員会の重み付けと差があるところもあれば余り差がないところもあるということでありまして、そこはうまく勘案していけばいいわけでありまして、基本的な債務の大枠の配分と、つまり、過去の債務と、未来生じるであろう債務、これが均衡すればいいわけですから、JHと本四のこの部分の、この大きな縦の長い3つですね。これがうまく均衡すればいいわけです。

これは考え方としては、既に共有されているものだと理解しています。

松田委員 前回出ていないからちょっとわからないんだけど、要するに債務額が確定するのは来年度予算で確定しますね。4つの公団全体の。

猪瀬委員 彼が言っているのは、これから残事業はまちまちだから、確定できないと言っているわけです。

松田委員 残事業の問題にすぐ入るのはおかしいので、要するに、債務額を確定して、それ以上債務が増えない段階になるわけですから、それ以上増えるのは別ですから、債務額が確定して、それをどう5つの会社に振り分けるかということですね。そうすると、まず猪瀬さんのもそうになっているように見えるんだけど、確認しておきたいのは、道路公団を分けた3つだけではなくて、拡大阪高とか拡大首都高を含めて、5つとも、要するにスタートラインが同じになるような収益調整をするということですね。そして、入れるということでしょう。そうすると、残工事額がどうであるかというのは、具体的にどこに付けるかというのは来年度予算で決まるんでしょう。そして、債務額も全部確定するんでしょう。

猪瀬委員 それをごまかしているからやっているわけです。

松田委員 それをきちっとその時点でやれば済む話じゃないの。違うの。

川本委員 償還主義を前提として国土交通省は出しておられるわけだから、議論が全然かみ合っていないんです。債務を確定するということが一番大事なわけだから、そこがずれてしまうと議論は全部、私はロジックが崩れると思います。

猪瀬委員 これまで説明していない、まず大枠を言っているんで、5会社の基本的には意見書で提出した考え方ですから、その5会社の債務がきちんとバランスすればいいわけですから、収益が大体7,000億円でやったと。ところが、過去の債務と残事業費の関係で残事業費が確定しないから分割できないと言っているわけです。分割の中身に入れないと言っているわけです。前回そういうことを言っていたんです。じゃ、残事業費を確定するための話し合いをしましょうと言っているわけです。

最後まで説明します。

頭の方に戻ってきまして、まず、一番最初に戻ります。高速道路の進捗状況、ブルーグレーのものですけれども、これでまず「未施行 命令区間」というのがありますね。これは9,342キロの中で、9,064キロ以外のものが今2.5兆円ですね。これは2割引きにしたら、コスト削減額で2兆円くらいと考えていい。

次をめくりますと、色がまだら模様が付いたページ、まず一番上ですけれども「自己収

入で管理費を賄えない路線」。オレンジ色みたいなものですが、一番わかりやすいのは、ずっとこの表を見て行って、右から3つ目のところで「収支率」というのがありますね。これが北海道横断自動車道では971、その次の日本海沿岸東北自動車道では1,250、これは100円稼ぐのにこれだけかかりますということでもいいですね。収支率が極端に悪いものを列挙してみました。そうすると、収支率が極端に悪いものの数がこれだけあって、それから次に、緑とオレンジのまざっているものがありますけれども、これはB/Cが3.0以下で、なおかつ進捗率が10%以下というものを列挙してみました。

簡単に言うと、はしにも棒にもかからない路線というのを列挙してみました。こういう路線は積極的につくる必要はないだろうという路線です。簡単に言えば、凍結対象の路線であろうと考えられます。

更にこの1と2を、実は2つのオレンジ色みたいな線が入っているのと、1の自己収入で賄えない路線とオレンジ色と一緒にありますので、それを1つにしめて、今度は上から3番目の表「試算にあたって残事業費から外した路線 1と2の重複を除く」と。重複を除いて、一番下に色の説明してありますけれども、オレンジの薄いものは「進捗率10%以下、B/Cが3以下、かつ自己収入で管理費を賄えない路線」。

オレンジの赤っぽい方のものは、「自己収入で管理費を賄えない路線」。

グリーンの薄いものは「進捗率10%以下、かつB/Cが3.1以下の路線」、こういうふうに見ます。

そうすると、この3番目の表のところの総事業費を見ていくと、3.8兆円ですが、残事業費が3.6兆円、真ん中辺りの一番下の方を見てください。残事業費が3.6兆円で、これは8掛けですから、コスト2割削減で見ると、この残事業費が2.9兆円となります。これはどう御判断なさるかとはともかく、はしにも棒にもかからない路線は、大体2.9兆円の残事業費が残っているということです。これを減らすと新会社の負担はすごく楽になります。

次をめくります。これは第二東名、第二名神の問題です。さっきのは比較的過疎地の高速道路でありましたけれども、これはいわゆる大物道路です。第二東名と第二名神ですが、これで見ますと、第二東名の場合は「凍結により削減される事業費」が1兆5,000億、「凍結後の残事業費合計」が1兆8,000億。

同じように、第二名神が「凍結後の残事業費合計」が6,990億円です。これは第二名神で高槻・箕面・神戸というのを復活させれば数字が違ってきますけれども、とりあえずこういうふうに見てみることはできるということです。

次のページ、私が書いた「ニュースと考古学」というところから引用しましたけれども、

赤い枠で囲ってあるんですが、秦野～伊勢原間をやめると5,000億円、伊勢原～海老名間をやめると5,000億円で2つで1兆円。だけれども2割コスト削減を見込むと、少しやっであるところもあるけれども、8,000億円くらい節約できる。

それから、愛知県側と神奈川県側の双方をやめると1兆6,000億円の節約になって、全体での2割削減効果が1兆1,000億円なので計2兆7,000億。これは豊田～引佐間のことも言っているんですが、めくりますが、赤い枠で囲ってあるもので、第二東名の引佐～豊田間が1兆円、秦野～伊勢原間が1兆円。

それから、大津から神戸までの区間が2兆6,000億ですが、それで京滋バイパス等を利用すれば、ここはつくらなくても済むだろうから、もし、つくるとしても、高槻より西になるだろうと考えられます。それも含みます。

次に、これは先ほど表にしたものですが、白と茶色のまざっているものですが、はしにも棒にもかからない路線の残事業費について茶色を付けました。

めくりまして、整理番号173になりますけれども、これでまず先ほど言ったはしにも棒にもかからない路線と、第二東名の凍結可能性のある路線。それから、一般有料の凍結可能性のある路線、そういうものをまぜていくと、東日本と拡大首都高、中日本、拡大阪高、西日本それぞれの残事業費の凍結可能性ということを含めた残事業費というのが出てきます。

上からずっと黄色が続いてブルーだけになるところがありますけれども、残事業費が東日本は3.2兆円、それから拡大首都高が1.5兆円、中日本が6.4兆円。拡大阪高は9,000億円になっていますが、その次の西日本は2.1兆円というふうになります。これは一部凍結後の残事業費ということです。

この残事業費と、過去の債務をうまくバランスさせていけばいいんじゃないかという考え方に基づいているということを先ほど申し上げましたが、今までの借金をどういうふうにこれに付けていくかということが考えられるわけです。

整理番号188ですが、これは一番最初に言いましたが、はしにも棒にもかからないような部分というのが各地方にあるということを上申しましたけれども、それと第二東名の大部分の凍結を考えた場合の削減される事業費ということでやってみました。

一番下の数字を見てもらえればわかりますが、凍結前の事業費が20兆に対して16兆ですから、これまでは4兆、8兆、720億、3.5兆になっていたのを凍結によって削減される事業費を合計するとこうなると。凍結後の残事業費が、つまり、凍結部分を抜くと、一番下の数字になる。つまり、それぞれの会社が持つ負担が2.8兆、3.8兆、720億、1.7

兆というふうに分けられますよということです。

最終的に整理番号 173 で、一般有料と首都・阪を全部含めて割り出してみたという形になります。

一番後ろの青い立て棒グラフに行く前に、下に地図が付いていますので、大体全国の地図で見て、ここが幾ら残事業費が残っているかというのを全部書いてみました。これを見ていただくと、大体どこどこを削ると大丈夫かなということがわかってくると思います。これは表に当たるものを地図に書き移したわけです。

ざっと説明しましたが、つまり、凍結部分は大目にやっておりますけれども、それはこの前言ったように、基本的な考え方としては、20兆円の8掛けで16兆円で、新直轄が3兆円で、新会社発足まで3兆円で、残り10兆円だと。残り10兆円では多過ぎますよという話をこの前しましたね。削るのは最低でも3兆と私は言いました。この表はそれよりももっと多くて、7兆くらいは削らなければいけないという話になっているんだけど、それは森地委員会と我々の委員会の中にグレーゾーンがありますから、そのグレーゾーンの処理の問題にすぎないと思いますから、基本的にはどこまで残事業費が削れるか。ある一定の比率で残事業費を削って、その残事業費の大体の割り振りがこの棒グラフの中でできれば、分割というのは十分に可能です。だから、当委員会と森地委員会の重み付けをきちんここに書き表していけば結論は出るはずで、金井さんがお考えなのはほぼ一致しているんじゃないですか。

こまかい表はともかく、ざっくり言うと、第二東名も第二名神も、やらなくてもいいよなところも、多分、金井さんはこの辺はやらなくてもいいだろうと思っているでしょう。そうすると、3兆などはわけなく減らせますね。だから、私は7兆くらい平気で減らせると思うんだけど、いずれにしる、一番最低でも3兆くらいは減らせる。それに応じてこういうブルーの棒グラフをつくることは、あとは幅の問題だけです。どうですか。

金井課長 御提示いただいた試算、まだ見たばかりで検討は十分していませんので、ロジックとして1つのロジックであると思っております。ただし、本当に全体で例えば幾らまで償還できるのか。何兆円の建設費ならこなせるかというのは、十分委員御承知のとおり、何年で、幾らの料金でどう償還するかという厳密な検討が必要になりますし、そういう意味で全体のスキームを、さっき政府与党でと申し上げましたが、そういったおおまかなスキームがある程度決まってこない、全体の額が決まらないのかということをおもっております。

もう一つ、今、どこを本当に切るかという話は、極めて政治的な問題もありますので、

それもかなり政治的な要素があるんで、私ども一存でできる要素ではないとは思っておりますが、いずれにせよ、ロジックとして、1つのロジックであるかなということは、ちょっと見て感想でございますが、詳細には検討させていただかないと、よくわからないところがございます。検討させていただければと思います。

猪瀬委員 私が申し上げたいのは、政府与党協議会と言ったって、結局、そんなに詳しくないんですよ。佐藤さんや金井さんの方が詳しいわけです。また、我々の方が詳しいわけです。そうすると、たたき台というのをある程度煮詰めて、こういう感じですよというところで政府与党協議会に示さないと、政府与党協議会は白紙で決めるわけじゃないですから、それで恣意的な政治家の介入がないために、客観的な優先順位を決めるということだったわけですから、客観的な優先順位というのは、当委員会と森地委員会の違いは若干ありますけれども、これは今、大目に凍結を見ているから、そのグレーゾーンのところで処理すれば十分に可能でしょう。

佐藤局長 私どもは中村先生の基準があり、森地委員会の基準があり、また、公共団体の意見も聞きながら総合的に御指摘の点を踏まえながらきちっとした十分な説明が世の中にできる。多くの皆様にも御了解いただけるという方向に向かってきちっとした作業をしなければいけないと、こういうことだと思っています。

猪瀬委員 ちょっと聞きますけれども、政府与党協議会というのは、だれとだれとだれですか。これは私が思うには、政府というのは国土交通省の石原大臣ですね。それから、官房長官ですか。

佐藤局長 官房長官、財務大臣、総務大臣、官房副長官が入ります。行革大臣も。それから与党3党の3幹事長、3政調会長、大きな枠というのは、いかにやるべきかという御議論はそこで十分御検討いただいて、お決めいただくということだと、閣議決定の趣旨はそういうことだと私は思っています。

猪瀬委員 それはおおざっぱに言うと10人内外ですね。そこで何をたたき台に決めますか。つまり、これは我々と道路局と公団が一番詳しいわけですね。そのたたき台がきちんと出されなければ、政府与党協議会は逆に言えば何も決められないです。

つまり、政府与党協議会というのは、最終的には、最後の10%くらいを決めるところであって、90%は我々が決めておけばいいわけです。

佐藤局長 大きな骨組みをそこで御議論いただくということだと思っています。

猪瀬委員 大きな骨組みは民営化委員会の意見書で出してあるわけです。

つまり、これは東日本、中日本、西日本、拡大首都高、拡大阪高と出しているときに、

これで作業が進めないというふうに、金井さんなり何なりがおっしゃった。残事業費がわからなければ5社の収益が釣り合わなくなればらつきが出てしまうからということをおっしゃったので、残事業費はどうするのか考えましょうということです。それは確かに微妙な問題を含んでいる。含んでいるけれども、しょせんは過去の債務と残事業費の合計が釣り合えばいいわけですから、そうすると、残事業費のばらつきがあるとしても、過去の債務のはり付けがそれに対応させられれば、基本的には均衡するということを前提に考えれば、分割と何の矛盾をすることもありません。分割というのはスキームですから、それでスキームはできますねと言っているわけです。

金井課長 配分自体は何回も申し上げているとおり1つのロジックだと思います。全体として本当に幾ら投資できるのかということ自体は、何年で料金幾らで、どういう償還方法をしてということにかなり変わってくると思いますので、その辺は1つ大きなスキームの頭が要るのかなと。その配分自体、先生やられた配分の仕方が1つの考え方であるということは理解をいたしておりますが、全体としての、いわゆる大きなスキームが要るかなという感覚を申し上げております。

猪瀬委員 例えば返済期間が短くあろうが、長くあろうが、バランスは別に関係ないですからね。

もう一つ、共有点があると思うんです。先ほど言ったはしにも棒にもかからない収支率が800とか1,000とかいう路線というのは、通常の方ではとてもつくれませんね。これは当時も、この流れで特殊法人等整理合理化計画ができる前から、採算性重視、規格の見直しというのは、当時の道路調査会でもそれは確認された意見でした。そして、特殊法人等整理合理化計画に入っていくわけです。そうすると、収支率が700、800、1,000というのは、とてもできないということは前提に、この民営化委員会ができ上がってくるわけです。そういう流れでしたよ。

したがって、はしにも棒にもかからないような路線というのが、先ほどオレンジ色みたいな色を塗りましたね。これについては金井さんも共有できるんじゃないですか。どうですか。

佐藤局長 何度も申し上げますが、この委員会の中で中村先生がお出しになられた基準、これに基づいて私どもも考えたいと思っておりますが、そして、詳細については森地委員会の基準、そうしたことも十分に検討しながら、大枠については政府与党協議会にお諮りしながらお決めいただいていると。閣議決定に基づいて私どもはそうした作業をしっかりとやりながら、多くの人たちの御賛同を得ていただけるような民営化の法案へ向けて努力し

ているというところであります。

猪瀬委員 もう時間がないから、今日の時間のことを言っているじゃなくて、今月、来月とか、そういう意味の時間がないと言っているんですが、ここでスキームを決めていかないと、政府与党連絡協議会になだれ込んでいって、全然違う分割イメージが出されても困るんです。

今、佐藤局長がおっしゃったことですけれども、中村委員の基準と言うけれども、それは当委員会の基準であります。それはちゃんと世論調査をやりましたね。重み付けです。中村先生のあれに従って、我々は重み付けの調査を2,000サンプルでやりました。森地さんのところもやりますね。いろいろな有識者に聞くとかね。それで、共有するところと少し違うところが出ただけであって、それは誤差の範囲と言えれば誤差の範囲なんです。

多分、はしにも棒にもかからないような収支率が700、800、1,000とか、こういうものは多分、森地委員会でも、外部効果とか敗者復活戦の部分があります。それでも救いきれないものは救いきれないというのがありますね。

それから、勿論、あまねく薄く細く道路を行きわたらせるというお考えもあるかもしれないが、そうであれば、第二東名や第二名神のぼんと抜けるところは抜けますね。特に第二名神の京滋バイパスがあるところがありますね。あそこの大津から少なくとも高槻は抜けますね。これを抜くと軽く6,000億円くらいいきますね。

それから、豊田～引佐を抜くと1兆円いきますね。御殿場より東京寄りの部分を抜くと1兆円いきますね。これでもう2兆5,000億とか3兆とかノルマは十分にいきますよ。それとはしにも棒にもかからないところを幾つか選べば、軽く3兆、4兆は行きますね。そのくらいのことを前提にしてたたき台をつくらないといけない。そうでしょう。

佐藤局長 我々はアプリアリにどこを凍結するというか議論ができるわけではないと思っています。今それをうんと言えというのは、それはとてもできる話じゃありません。

猪瀬委員 うんと言えなくても心の中に置いておけばいいだけです。うんと言えと言っていない。そうじゃなくて、そういうものを一つの心の中に前提として置けば、当民営化委員会に出した五分割案というものは十分に説明できると言っているんですよ。

繰り返しますが、過去の債務と残事業費のバランスができればいいわけであって、残事業費が多くなるような会社は過去の債務を減らせばいい。それで7,000億円の収入があるんですから。そうすると、トータルの金額というのは大体出るわけです。減収になりますけれども、一定の値下げ幅をちゃんと入れながら計算すれば、これは簡単に試算できます。それで40年とか46年というのが十分に計算できますね。そこまではよろしいですね。

佐藤局長 いろんな角度から、いろんな検討をしなければいけないと。それは閣議決定に基づいてということで、今のお話をこの場でOKしろと言われても、OKできるものではありませんということをお願いしているんです。

猪瀬委員 この場で、心の中でOKしてもらえばいいんです。

佐藤局長 心の中でもOKできませんと申し上げているので、ここでそんなことが言えますかということでもあります。

猪瀬委員 言ってもいいんだけどもね（笑）

先ほど各委員から、こんなことをやっていたら勧告するしかないという考えが出てきているんですけれども、はっきり言って、何を勧告するかという問題を申し述べておきたいんだけど、五分割するということを民営化委員会の意見書で言ったわけです。それから、前回言いましたように、少なくともあと3兆円削らないと、小泉内閣として格好がつかないでしょうと言いました。

それから、1割値下げをするということは意見書に盛られているけれども、別納制度が廃止されたので、もう1割値下げできるでしょうと。フレーズとしてわかりやすく言えば、佐藤さんの頭によく覚えてもらうために言うとしたら、5・3・2ですよ。

つまり、五分割。まだ3兆円削れる。値下げは2割できる。わかりやすいでしょう。そのくらいのところまではっきりやらないと、小泉内閣はもちませんよ。あるいは小泉内閣にはっきり突き付けますよ。このくらいやらないと、選挙前ですから、貴方の内閣は改革を実行したことになりますよということを突き付けたいと思います。それは佐藤さんも腹をくくったらいいですよ。そのくらいではじめて改革というのが意味を成すんです。そうじゃないと、今までとそんなに変わらなくなってしまいますよ。選挙前の非常に重要な時期ですから、どこまで小泉内閣がやるかどうかというのは、我々と佐藤さんにかかっているんですよ。

田中委員長代理 佐藤局長も理解していると思いますし、ご説明の言葉以上に今ここで発言することは、公示の日でもありあすね、よろしいと私は思います。ほかの委員から今の点について特段あればおっしゃってください。

大宅委員 先週青森へ行ってきたんですけども、青森自動車道というのが9月28日に開通して、青森中央インターチェンジと青森東インターチェンジができました。地元の人に聞いたら、全然うれしくない。地元は全然使えない。どうしてかと言うと、今まであった東北自動車道の青森インターチェンジというのがここにありまして、ここからこの赤いところへ行かれない。これを使おうと思ったら浪岡まで戻らないとここには行かれない。

ここからここへは行かれませんか。青森東インターチェンジから青森インターチェンジにも行かれませんか。どうしてこういうことになったのか。7号の渋滞と4号の渋滞が緩和されますと書いてあるんだけど、この辺に住んでいる人は全然この新しい高速道路を使えない。東京の方から上がっていった人は使えるけれども、地元の方は全然使い勝手が悪い、使えない。どうしてこことつながらなかったんですが、単純な疑問なんですけれども、伺いたい。

小笠原日本道路公団技師長 青森市内の交通の流れをいろいろ当時検討してやったものと聞いております。青森の市の西部から、先ほどお話がございましたような青森の中央部分に行く場合には、今、実際に国道7号が走っておりますので、そういったところを使って行った方がはるかに早いということもございまして、インターチェンジとしては、青森の市街地の西部から青森環状道路の部分に移るといことが今のところは構造上できないという状況でございます。

大宅委員 それは返事になっていない。7号で渋滞しているから、その緩和のためにこれは開通しましたと書いてある。全然緩和されない。

小笠原技師長 確かに私も開通式の時に行きまして、そういう声が地元にあるのもよく承知しております。この道路はもともと7,600キロを超えた1万1,520のところで、もともとあった青森環状の都市計画決定した道路を高速道路にしたという経緯がございますので、当時の都市計画決定のときにはこのような計画になっていたわけでございます。若干使い勝手の悪い点にはなっておりますけれども、かと言って、そこに追加のインターチェンジをつくると莫大なお金がかかりますので、これから様子を見ながら、道路公団になるか、新会社か知りませんが、対応していきたいと思っております。

大宅委員 元の青森インターチェンジとつないでいけば何ということはない。

小笠原技師長 ですから、青森インターチェンジの内側から行く連絡がないわけです。外から入ってくるのはありますから、外はいいですけども、青森環状道路から一番最後の端末で中に入る車はないわけなんです。だから、手前で1個出口をつくるか、あるいは最後の突き当たったところにジャンクションをつくるかと言えば、その問題は解除できるんですけども、やはりジャンクションを1個つくとかなりのお金がかかりますので、これから交通の流れをもう一回見て、順次立て直していかなければいけない問題と考えます。確かに地元からそういう不満の声があるというのは聞いておりますから、わかっております。

大宅委員 わかっているんだしたら、どうして？

小笠原技師長 都市計画決定はそういう考え方で。

大宅委員 おかしかったら変えるという普通のことか可能じゃないんですか。

小笠原技師長 お金との関係がございます。

大宅委員 勿論そうですけれども、そんなにかかると思えないけれども。

金井課長 経緯も含めて別途御説明をいたします。

大宅委員 お願いします。どうしても納得がなかなかたんです。

猪瀬委員 金井さん、話がちょっと戻るけれども、このロジックがわかっただけで、ほかに意見はないはずなんだけれども、金井さんのおっしゃっているのは、分割のロジックは理解できるが、全体で幾ら投資できるかについて、全体として大きなスキームが必要であるという言い方は、機構からの支出を考えているということでしょう。

金井課長 ということに別に限りません。要するに、全体の投資余力が何兆あるかという話自体は、何回も申し上げて恐縮ですが、全体の政府与党のスキームであるとか、そういったものが正確に見定めがきかないと正確に計算できませんので、例えば分割した配分に関して先生のおっしゃるのが1つのロジックであると思いますが、全体の投資余力がどのくらいあって、何年で償還を目指すのかということが少し決まっていなくて。

猪瀬委員 7,000億円ずつ分けるわけですから。

金井課長 それで何年で償還できるか、その表だけではにわかに判断できませんので、その辺を。

猪瀬委員 それは大体40年とか46年とか、前に私が基本的なアウトラインは出しています。そこにちょっとクッションを付ければいいわけですよ。

金井課長 合っているのかどうか、ちょっと確認をさせていただかないとよくわからないかなという気がしております。

猪瀬委員 試算は事務局にやってもらいましたけれども、事務局でもう一回試算し直したっていいですよ。

松田委員 佐藤さん、5つに分割するという前提にして国土交通省は作業をしているんでしょう。答申で5つと書いてあるんですから。

佐藤局長 そういう案も含めて、いろんな角度から検討しなければいけないだろうということをやっているわけです。

松田委員 国鉄改革のときには、監理委員会の意見書をどれだけ忠実に実現するかということによってみんな全力を挙げたんですよ。つまり、佐藤さんの話を聞いていると、非常に不安に襲われるんですよ。別に忠実に実現しようというのではなくて、別の案があれば、そ

れを持ってきて検討しようというふうに聞こえるんだけど、そうじゃないでしょう。意見書を出して、これを忠実にやってくださいと言っているんです。私は100%忠実に実現してほしいと要求します。

佐藤局長　そういう意味で、閣議決定で基本的に。

田中委員長代理　私たちが総理大臣にそれを要求することは正当だと思うんです。佐藤さんが言っているのは、佐藤さんの行動範囲は閣議決定に基づいてやっているんです。私たちの意見を受けて12月17日の閣議決定があるわけですから、そのいい悪いはともかくとして、私は悪いと思いますけれども、それに基づいて佐藤さんは動かざるを得ないから、今の段階ではああいう答弁しかできない。しかし、私たちの言っていることは十分おわかりいただいていると思うので、総理自身が委員会「の意見を基本的に尊重する」と言っておられる。あの閣議決定にかかわらず総裁選以降基本的に尊重するとおっしゃっているんで、そのところは若干閣議決定と今度変わってくる可能性はあると思いますが、いずれにしても、私どもの言っていることはおわかりいただけだと思います。

私自身は、委員長代理として、佐藤さんのおっしゃる立場というのは十分にわかっているつもりです。一言で言えばそういうことでしょう。

猪瀬委員　こんな抽象的なことではだめですよ。もう時間がないんだから、今話していることをきちんと話させなければ始まらないですよ。

問題は、そのエリアだけで負債と残事業費を置くのではなくて、ちゃんと残事業はそのエリアで置くけれども、過去の債務は過去の債務として、その場所にあるわけじゃないということです。その地域にあるわけじゃないということを言っているわけです。そのところを理解しないと五分割にならないよと言っているわけです。いいですか、金井さん。

金井課長　債務の再配分自体はさっきも申し上げたとおり1つのロジックであるとは思っております。

猪瀬委員　1つのロジックと言いますが、ほかにロジックがあるかと言っているわけです。五分割の考え方をする場合にほかのロジックはないでしょう。佐藤さん、ほかにロジックはありますか。

佐藤局長　今までに十分御説明申し上げて、いろんな角度からなるほどというふうによくの皆様に賛成していただけるというような意味で申し上げれば、過去の債務を地域によらずに再配分するということがどこまで説明し得るか。いろんな問題があるように私自身は思います。

猪瀬委員　分割はガラガラポンなんですよ。再編成ですから、ガラガラポンをしなければ

ば改革にならないですよ。

金井課長 細かいものでまだかなりあって、例えば今まで自治体ごとにいろいろ出資していただいた経緯であるとか、料金体系であるとか、また、完全にガラポンをやって、全部一律だと言って大丈夫かという議論は当然あるような問題が幾つかございますので、そういったものも含めて、解決がされないと、いろいろ変な議論を呼ぶこともあるかなという気はいたしております。

猪瀬委員 それはシミュレーションの問題であって、つまり、我が委員会と森地委員会の誤差がある。値引きで2割か、1.5割なのかという誤差がある。凍結の問題は森地委員会と我が委員会の若干の誤差にすぎない。それだとシミュレーションは可能ですよと言っているだけです。基本的なスキームさえあれば、何通りかシミュレーションは出せるわけですからね。

金井課長 計算は可能だと思いますが、さっき局長が申し上げましたとおり、地域ごとの経緯もありますので、そういうものを踏まえて、どう世の中に御理解いただくかという問題が残っておるということかと思っております。

猪瀬委員 地域ごとの経緯も、それもテクニカルな問題であって、それもシミュレーションの中に入れることは可能です。

松田さん、新幹線保有機構のときも、とりあえず1つにまとめましたから、それで分けるわけですね。同じだと思うんだよね。

JRの各社間の割り当てはガラガラポンでした。リース債務の負債はガラガラポンして分けたわけです。基本的にはそういうふうに考えるのが筋道でしょう。収益調整というのはそういうものです。

松田委員 収益調整というのは、JRをつくったときには、各社が1%の利益を保てるように債務を張り付けていったんです。その債務は高い金利のものから低い金利のものまであるのを、それに合うように何回も作業をしてどの会社には金利7分のもを幾ら持たせる、あるいは4分持たせるというので、ぐるぐる回しをしてきちっといくように、大変な作業ですけども、これはコンピュータを使えばそうでもないから、何回もそういう張り付けをやって決めていくんです。だから、各社とも高い金利から低い金利まで全部持ってます。

私は債務額を確定して、そのところでやる。そこでどう割り切るかという問題だと思うんです。だから、総債務額を幾らにするか、それ以上は関係ないと私は思っています。

猪瀬委員 だから、地域の出資の比率の問題も、それは拡大首都高、拡大阪高の問題で償還できると思うし、本四の出資比率の問題は、西日本会社の中で調整すればできると思います。一本一本借りた金利を全部計算すればそんな難しい話ではない。だけれども、最終調整までいかなくても大枠で調整できます。

佐藤局長 この前も申し上げましたが、委員会の御意見、今の猪瀬先生の提案も含めて、私どもいろんな角度から検討する上で、幾つかお尋ねをしておいた方がいいかなということもありますので、それも含めて次回、また次回の前にお出しさせていただいて、お答えも教えていただきながら進めていきたいと思っています。

田中委員長代理 猪瀬さん、今日の議論で大事なことは、分割も当然大事なんですけど、要するに国土交通省が、今日、佐藤さんがなかなか言えないとおっしゃっていた政府与党協議会に付議する前に、相当な時間的余裕を持って我が委員会に示してくれということがポイントだと思っています。

それで総理大臣に対して、国土交通大臣に指示してくれということ、我が委員会の勧告権を行使するということにしたいと思っています。

これで松田委員、猪瀬委員、大宅委員、川本委員、何か意見ございますか。お手元に配付したペーパー。

猪瀬委員 もうちょっと中身を。

田中委員長代理 これでいいじゃないですか。要するに、出す前に示せということがポイントなんですから。

松田委員 私もこれでいいと思います。

田中委員長代理 それがポイントだと私は思います。佐藤さんにお見せしてください。

猪瀬委員 もう一度確認しますけれども、これは政府与党協議会というのはいつ開かれますか？ 選挙の直後ですか。

佐藤局長 御存じのような状況ですから、私どもがいつと決める話ではなくて、政府内でいろいろ御相談申し上げながら、日取りはお取りいただくということになるんだと思います。

猪瀬委員 私が聞いているのは、佐藤さんの責任の範囲じゃないんだけど、法案化作業のリミットがあるでしょう。

佐藤局長 基本的なスキームなるものは、年内にはおまとめいただくということだと思っています。

猪瀬委員 法案化作業は年内などと待っている余裕はあるんですか。もうそっちで勝手

にできているからいいの？

佐藤局長 勝手にはできておりません。基本的なスキームですから、それに基づく具体の法律に落とすという作業をできるだけ早くやるということだと思っています。

田中委員長代理 まだいろいろとあると思いますけれども、質疑はこの程度にして、自由な意見交換に入りたいと思っております。国土交通省、各公団の方々、差し支えなければそのまま御在席ください。

意見のある方、今、お話し中のものでもいいし、それ以外の課題でも結構です。

猪瀬委員 ちょっとだけ。さっきのやつは、一応そちらでシミュレーションしてつくってみていただけませんかね、私と同じものを。

金井課長 計算自体は可能ですが、いろいろ問題がありますので、その辺も含めて。

猪瀬委員 幅を持ってね。つまり、こういうのを前提にした上で幅を持ってつくっていただいたらどうですか。

金井課長 何回も恐縮ですが、政府与党でどう決まるかとか、前提の問題がありますので。

猪瀬委員 そうじゃなくて、言っているのは、政府与党でどう決まるかというのは、やはりたたき台をつくらなければしょうがないでしょう。政府与党というか、我々は勧告とかいろいろやるわけですが、それは我々としてやります。たたき台をつくらないと話にならない。たたき台は五分割を前提としたものをつくらないと、考え方としては1つの論理だと言ったけれども、1つしかないと思うんだけれども、幅を持たせることはできます。だから、それを次の委員会につくって出してほしいんです。

金井課長 さっき委員長代理が申されたとおり、我々としては閣議決定にのっとって作業をするということになりますので、政府与党であるとか、閣議決定に先立って、たたき台ということであればなかなか作業しづらいところがあるというのは御理解いただければと思います。

猪瀬委員 シミュレーションですから、練習しておいてもらってね。ただ、1つのこういうのがありますよというサンプルでいいんです。たたき台の前のたたき台でいいですよ。どうですか。

田中委員長代理 猪瀬さん、それが出せないのが役所なんですよ。霞ヶ関なんですよ。いまだかつてそういうことをやった役所はない。だから、佐藤さん、相当な何かがあれば別として、答えてください。

猪瀬委員 本当に政府与党協議会が始まるでしょうから、積み上げていかなければしよ

うがないでしょう。材料がなければ政府与党協議会でも判断できないですからね。政府与党協議会に手ぶらで行くんですか、事務方としては。そうじゃないんでしょう。

田中委員長代理 手ぶらで行くことは考えられません。だから、こういう要求を我々はあらかじめしておくわけです。

その問題、まだあると思いますけれども、そのほかの問題等々、自由な懇談に入りたいと思いますが、松田委員、何か。

松田委員 今日はいいいんじゃないですか。

田中委員長代理 佐藤さんの手を離れているかどうか知りませんが、猪瀬さんが詳しいかもしれないけれども。

松田委員 もう一つあるのは、これから後任の人選に入るわけですね。そのときに、私どもの委員会は民間の人をトップにしてくださいよと意見書に出ていますね。それだけはきちっと守ってほしいと思います。

田中委員長代理 それは佐藤さんの手を離れている話ですか。

松田委員 任命権はない。

田中委員長代理 任命権はないけれども、大体道路局長が挙げるんじゃないですか。

佐藤局長 大臣の任命でございます。

田中委員長代理 権限はそうだけれども、具体的にいろいろ動かれるのは局長以下じゃないんですか。

佐藤局長 大臣であります。

松田委員 この議論、委員だけでやろう。

田中委員長代理 ということは傍聴者も全部出ていただく？

松田委員 傍聴者はいてもいいんです。

田中委員長代理 国土交通省、並びに各公団の幹部の方、どうもありがとうございました。退席していただいて結構でございます。

(国土交通省、道路関係四公団出席者退席)

田中委員長代理 もう時間ですから、それほど長いこと時間を取りません。本当は私は1時間で終わりたかったんだけど、非常に御熱心に議論いただいてありがとうございました。

私がもう一つ問題提起すれば、今、総理に対して勧告するペーパー、これができたことは相当大変なことでもあるし、大きな意義があると思っています。

もう一つ、これはテレビなどを見ていると、猪瀬さん頑張ってもらって、石原大臣とも

ども、後任の総裁のことについていろいろ聞かれて、前よりか猪瀬委員の歯切れが悪くなっているような気がするんだけど、何かいろいろ御存じのこと等々あったら、お話しいただきたいし、私どもの意見書では、経営幹部は企業経営について経験豊かな人、十分な知見を持っている民間人を登用すべきであるということを行っているわけですが、どうもそこら辺が石原大臣などのお話は、当初と違って大分歯切れが悪いような感じがしています。もし具合が悪ければ秘密の会議にしてもいいんだけど、猪瀬さんが一番そこら辺はお詳しいんじゃないですか。

猪瀬委員 結局はわからないんです。

田中委員長代理 私のつもりでは、意見書でせつかく言っておるわけで、当然我々の意見をまともに受けてやってくれる人、リーダーシップのある人、そういう人になっていただきたいと思っております。私も本件については、いろいろ各方面から聞かれますけれども、全く私からは話すことはないという状況です。

松田委員 私も全く情報がありません。

猪瀬委員 田中さん、ちょっと待ってと言ったのは、出すことに賛成で、もうちょっと厳しく具体的に言わないとだめかなとちょっと思ったから、さっき言ったんです。

田中委員長代理 私は文書というのは短ければ短いほど迫力があるんです。ポイントはさっきも言ったように、相当な時間的余裕を持って政府与党協議会に付議する前に委員会に具体的な改革案、及び法律案を我々に出せと言っているんですから、もう一段あるわけです。それがおかしければ徹底的にやらなければいけない。とにかく、今の段階では、あらかじめ出せと、全くリラクタントなんです。出たくないんです。それには、去年の12月17日の閣議決定があるんです。何でもありの閣議決定なんだから。彼らは我々の意見に従うんじゃなくて、閣議決定に従っているんですよ。

猪瀬委員 私が言っているのは。

田中委員長代理 猪瀬さんがこう直したい、我々の意見どおりやりたいという気持ちは100%わかるんだけど、彼らは彼らの論理があるということを申し上げておるんです。

猪瀬委員 今が選挙前で一番効果があるから、選挙が終わると無視される可能性があると言っているわけです。だから、もっと厳しいのをやれと言ったわけです。

田中委員長代理 ごちよごちよ言うよりもこの方が迫力がある。総理に言うこと自体。

猪瀬委員 選挙が終わったら無視される。

田中委員長代理 終わっても無視できないね。民主党がなれば別問題。

松田委員 民主党になったら我々はいない。

猪瀬委員 今が一番効果があるんですよ。

田中委員長代理 だから今日提案したじゃないですか。

猪瀬委員 今一番効果があるときに厳しくやらないと。

田中委員長代理 言い方だよ。公示の日ですから、余りどっちこっちという話になったら困る。総理に厳しく申し入れをしておくということ。坂野事務局長、この文書比較的迫力がありますよね。

坂野事務局長 皆さんの御判断です。

田中委員長代理 ごちよごちよ書けば書くほど文章というのは弱くなる。

松田委員 素直に行こう。

猪瀬委員 私はさっき言いましたけれども、五分割、3兆円まだ削れる。正式な見解では、あと10兆円建設することになっているんです。この間言いましたね。少なくともあと3兆円は削れるはずだと。あと3兆円削らないとだめなんですよ。五分割がはっきりしないとこれはだめなんです。

それから、値下げは、そもそもは委員会の意見書で1割と言って、料金別納制度の廃止で1割ですからね。料金別納制度はどのような形で廃止して、返すとしても、いずれにしろ1割分はあったんです。だから、2割値下げできるんです。5・3・2と言うとわかりやすいんです。五分割、3兆円削れる、2割値下げ。そこは数値目標ではっきり、公約としても一回選挙中に言うくらいじゃないと、国民にここで約束しないと、国民にこの選挙前に約束してもらわないと、我々としては、国民に対してのメッセージを今、我々は勧告するんですが、小泉さんに国民に対してメッセージを言ってもらわないと、かなり厳しく言わないと、選挙が終わって、ああ、そうですかということになっちゃいますよ。そうじゃないですか。田中委員長代理 猪瀬さんがおっしゃることを具体化しようとする、このペーパーとは別に、政府与党は総理が、意見を基本的に尊重すると言っている以上、以下のことについて具体的に確約すべきであると。つまり、五分割、それから還流させないとか、我々が言っている基本的なポイントがありますね。その我々の意見のポイントを具体化したことを突き付ける以外にないんです。余りこれと一緒にそのことを言うと両方とも迫力なくなりますから、これは協議会に出す前に我々に具体案を示せと、それに重点を置いたペーパーなんです。

猪瀬さんが今おっしゃっている話は、基本的に尊重するというその中身を、自民党としては公約としてちゃんと約束しなさいよと。それを我が方は突き突けると。我々の意見のポイントを再確認して、それを政府に確約させると。それを今するのか、どうするのか。

余りどちらかに応援演説のような話になれば、公示された日でもあり、これから選挙戦になりますから、いろいろ問題になります。かなり慎重にやらなければいけない。

私は今おっしゃる点は、もう少し経ってからでも、効果の点から言って、どちらかに立った立場で言うのはいかなものかという気がしないでもない。

ただ、我々の意見のポイントはこうですよということは言って一つも差し支えないという気がしております。

川本委員 感想なんですけれども、私は本日の段階で勧告案を出すことに賛成ですし、内容も案のとおりでいいんじゃないかと思います。

猪瀬さんがおっしゃっていらっしゃる限定列举主義にすると、逆にそれだけをやればいいということになりかねなくて、そこが危険なのではないかという懸念を若干持ちます。マニフェストのことをおっしゃったので、あえて申し上げれば、私は松田さんがおっしゃったのと同じように、基本的に尊重するではなくて、民営化委員会の答申を100%尊重するというふうに書いていただきたいと思います。

大宅委員 今、例えば具体的数字を出して、政府というか小泉さんというか、自民党というか、その辺よくわかりませんが、はい、そうですねと言ってやるとは思えないわけです。できっこないわけです。

とすると、やはり及び腰だねというふうにメディアは書きますね。かえって逆になるんじゃないか。

だってあの閣議決定があれだけ腰が揺らいでいるわけですから、あれから今までの間に何か状況がよくなったかという、本当はほとんど藤井総裁が首にでもなっていて、流れがそうなっていれば、まだいいかもしれない。流れが逆になっているわけで、ここでまた強いことを言って、結局、小泉さんの腰座っていないよということになりませんか。

猪瀬委員 腰座ってないから、座れと。

大宅委員 今出しても多分座らない。

猪瀬委員 そこが問題で。川本さんが言ったことについてですが、五分割の話がすべての分岐点になっているんですよ。

大宅委員 意見書を精査しまで入っている。

川本委員 猪瀬さんはすごく分割に情熱を持っていらして、私も分割に賛成ですけども、それ以外に重要なところもたくさんあります。そこを何かやらないで、5・3・2というような語呂合わせとしてはいいかもしれませんが、最終答申自体が形骸化することの方が私は心配です。

猪瀬委員 川本さんは一昨年からの議論を知らないからで、ここは一番の結節点なんですよ。

川本委員 私も随分勉強させていただいているつもりなんで、そういう御発言はとても遺憾に思います。

猪瀬委員 ここが闘いの一番の場所なんです。

松田委員 猪瀬さんの言っているように、選挙期間に言わないとなかなか効き目がない可能性があるんです。だけれども、五分割が一番重要であって、もう一つ、保有機構から絶対支出させないということ、こういうのは重要なんだけど、今、選挙中で駆け回っているときに書くよりは、何しろ今は見せないと言っているんだから、私はきっと政府与党に直接出して、我が委員会は、こう決めましたと無視するのではと心配しているんです。お役所のやり方はみんなそうだから、だから、事前に何しろ相当の時間を持ってちゃんとやって、我々の意見をばんと具体的に出す以外にないと思う。

だから、まず総理大臣にこれを出しましょうよ。見せてもらわないと意見を言えない。まずお役所が逃げられように縛ってしまう。

田中委員長代理 国土交通省を縛るのが先決なんです。

松田委員 だから、国土交通大臣に対してというのはそのとおりなんだけど、国土交通省よりも大臣かね。

田中委員長代理 大臣ですね。総理大臣は省に対しては指示できないんです。

猪瀬委員 大臣が今、腰座っていないから。

田中委員長代理 あなたが言うと問題だね。猪瀬さん、あなたが腰を座らせてくださいよ。石原さんに腰を座らせるのはあなたしかいない。

猪瀬委員 腰を座らせた方がいいでしょう。

田中委員長代理 これはよろしいですね。では、事務局長、よろしく願いいたします。きちんと官邸の方をお願いいたします。

まだ、議論はあると思いますが、私が予定していた時間を大幅にオーバーいたしました。本日の意見交換はこの程度とし、次回は国土交通省から民営化の作業状況について、改めてもう一回具体的な報告を、何回でも求めていきたいと思っております。民営化作業については、改めて具体的な方向を求めていきたいと思っております。

次回の委員会は11月11日、火曜日、これは全員出ますね。

坂野事務局長 11日は松田委員が。

田中委員長代理 松田さん、11日はだめ？

松田委員 私、海外の会議に行くんです。ほかの日はすべて出ますけれども。

田中委員長代理 松田さんがおられないから審議に制約がかかるかもわかりませんが、予定しておりますので、午後2時から開催することにいたします。特にございませぬ。

それでは、本日の委員会はこれをもちまして閉会いたします。どうもありがとうございました。